

E i w a N e w s

平成 20 年度税制改正案の概要

平成 20 年 1 月
(No. 030)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、昨年 12 月 13 日に自由民主党より平成 20 年度税制改正大綱が公表されました。

今回は主な項目の概要をご紹介します。

[取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度]

中小企業基本法に定める中小企業を対象に、事業を承継することについて経済産業大臣の認定を受けた相続人について、相続税額のうち一定の要件に該当する非上場株式の 80% に相当する税額の納税を、事業継続を要件として猶予する制度です。(納税の猶予を受けた相続人が当該株式を死亡の時まで保有し続けた場合など一定の場合には、最終的に納税が免除されます。)

ただし、相続後 5 年以内に事業を廃止した場合その他一定の場合には納税猶予税額の全てを納付することとなります。

(この制度は、平成 21 年度税制改正で創設し、事業継続円滑化法(仮称)の施行の日(平成 20 年 10 月予定)以降の相続に遡って適用されます。)

[研究開発税制]

試験研究費について、現行の試験研究費の増加分に対する税額控除割合の上乗せに代えて、

①試験研究費の増加額の 5%

②売上高の 10% を超える試験研究費に一定の割合を乗じた金額

のいずれかを選択適用できる制度が創設されます。

この制度における控除税額の上限は、試験研究費の総額にかかる税額控除制度とは別に、当該事業年度の法人税額の 10% 相当額が限度とされます。(税額控除額の上限は、合計で法人税額の最大 30% まで拡充されます。)

[情報基盤強化税制]

1. 部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアが対象設備等に追加されます。
2. 資本金の額等が 1 億円以下の法人等について、取得価額の合計額の最低額が現行の 300 万円以上から 70 万円以上に引き下げられます。
3. 資本金の額等が 10 億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額上限が 200 億円とされます。

[人材投資促進税制]

中小企業については、適用事業年度の労働費用に占める教育訓練費の割合が 0.15% 以上の場合、当該教育訓練費の総額の 8~12% に相当する額を税額控除できることとなります。

なお、大企業については、平成 20 年 3 月 31 日をもってこの制度は廃止されます。

[証券税制]

株式譲渡益について、10% の軽減税率が平成 21 年 1 月から 20% の税率となりますが、年間の譲渡益 500 万円以下の部分について平成 21 年から平成 22 年末までの 2 年間は引き続き 10% の税率が適用されます。

また、配当については、10% の軽減税率が平成 21 年 1 月から 20% の税率となりますが、年間 100 万円以下の配当について平成 21 年から平成 22 年末までの 2 年間は 10% の税率が継続されます。

なお、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算については、限度額を設けずに認められることとなります。

[公益法人関係税制]

公益法人については以下の 3 類型に区分され、それぞれ下記のとおり課税されることとなります。

1. 公益社団法人及び公益財団法人

① 各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税が課税されます。

なお、収益事業の範囲から公益目的事業に該当するものを除外します。

② みなし寄付金

収益事業に属する資産のうちから公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄付金の額とみなされます。

③ 寄付金の損金不算入額

次のいずれか多い金額を寄付金の損金算入限度額とします。

イ. 所得の金額の 50% 相当額

ロ. 公益目的事業に使用したもの等に相当する一定の金額

2. 収益事業課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人（非営利一般法人）

公益認定を受けていない一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人については、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得について法人税が課税されます。

3. 全所得課税が適用される一般社団法人及び一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人のうち、上記 2 に該当しないものは、法人税法上、普通法人と同様の取扱いとなります。

なお、上記 3 類型のいずれについても、普通法人と同様に、各事業年度の所得の金額に対して 30%（所得の金額のうち年 800 万円以下の部分については、22%）の税率が適用されます。

[地方税制]

1. 平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度より法人事業税の税率が改正されます。また、これに伴い地方法人特別税が創設されます。
2. 個人住民税の寄付金税制
個人住民税における寄付金税制について、以下の改正が行われます。
 - ① 控除対象寄付金の拡大等
 - ② 地方公共団体に対する寄付金税制の見直し

[その他]

1. 寄付金税制 … 特定公益増進法人等に対する寄付金の損金算入限度額について、所得基準が所得金額の 5%（現行 2.5%）相当額とされます。
また、「特定公益増進法人」の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人が追加されます。
2. 法定耐用年数（減価償却）の見直し
… 平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度について、機械及び装置の耐用年数が 390 区分から 55 区分へと見直されます。
3. エンジェル税制
… 創業後 3 年以内のベンチャー企業への資金提供を促進するため、個人の投資金額について 1,000 万円を上限とする寄付金控除の適用が認められます。

なお、ご紹介してまいりました上記の改正項目は、今後の通常国会において審議・可決される見通しです。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。